

小田北中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

学校に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策基本方針」平成25年法律第71号】

2 いじめに対する基本方針

（1）基本理念

いじめは全ての生徒に関係するものである。また、いじめは人権侵害であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。このことを十分に理解した上で、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが解消されるように努めなければならない。

（2）生徒の責務

全ての生徒は、いじめが人として決して許される行為ではないことを理解し、いじめを行ってはならない。また、いじめを認識しながら放置してはならない。

（3）保護者の責務

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように、規範意識を養う指導を行うように努めなければならない。

（4）学校および職員の責務

全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校全体で組織的かつ計画的にいじめ防止と早期発見に取り組まなければならない。いじめを認知した場合は、被害者の立場を最大限尊重しつつ迅速かつ適切にこれに対処し、いじめ解消に努めなければならない。また、職員は日頃よりいじめ防止についての資質向上に努めなければならない。

3 主な取り組み

未然防止

- いじめが起らない学級、学校づくり
- いじめを生まない土壌づくり

早期発見

- 生徒との信頼関係の構築
- 情報の共有と収集

早期対応

- 方針の決定と迅速で適切な対応
- 安全の確保と不安や心配の除去

継続指導

- 指導後の継続的な観察と声かけ
- きめ細かい支援とサポート

(1) 未然防止

- ①日頃から生徒の個々の状況や、学級・学年・学校の状態の把握に努める。
- ②道徳教育・人権教育・体験教育・学校行事などの特別活動を通し、一体感や連帯感を高め、お互いを認め合える豊かで好ましい人間関係を構築する。
- ③教科授業の特性を生かし、達成感や自尊感情を育む工夫したわかりやすい授業を行う。
- ④授業参観や学級通信・学校通信等により広報活動を行う。

(2) 早期発見

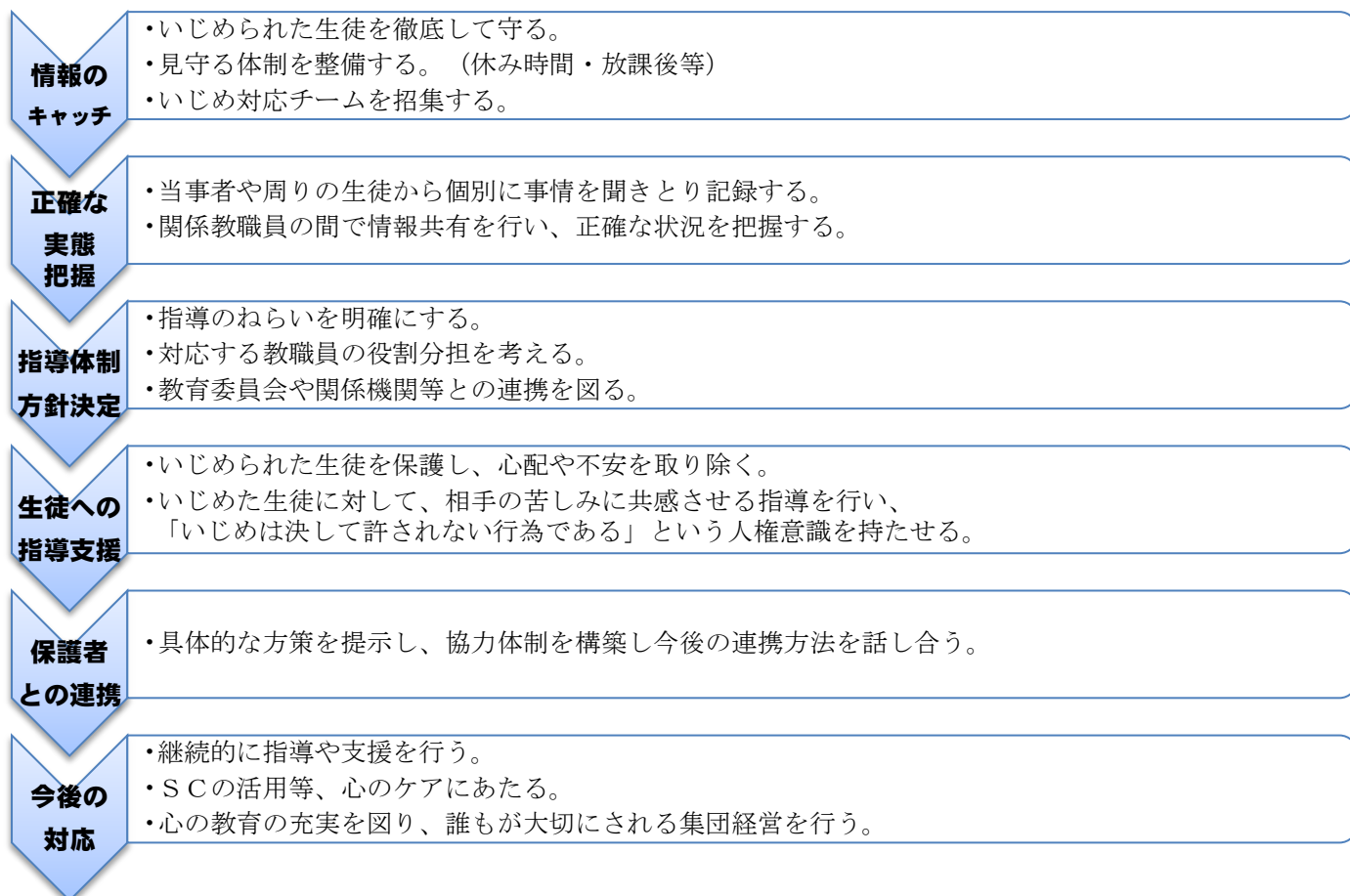
- ①全ての教員が生徒とともに過ごす時間を設け、生徒の様子を観察を行い、情報共有を行う。
- ②学校生活アンケート・教育相談期間を年に3回実施する。
- ③スクールカウンセラー等、生徒や保護者が相談しやすい体制を整備する。
- ④地域や小学校・関係機関と連携して情報交換を密に行う。

把握すべき情報例

- ・誰が誰をいじめているか？ 【加害者・被害者の確認】
- ・いつ、どこでおこったか？ 【時間と場所の確認】
- ・どのような内容（被害）のいじめか？ 【内容】
- ・いじめのきっかけは何か？ 【背景と原因】
- ・いつ頃からどのくらい続いているか？ 【期間】

(3) 早期対応

- ・以下のフローチャートにしたがって対応をする。



(4) 継続指導・継続支援・再発防止

- ①いじめの指導後も継続して生徒の観察や声かけを行う。
- ②職員と生徒・保護者と情報共有を行い、多方面からの見守りを担保する。
- ③スクールカウンセラー等への接続・連携を継続する。

※いじめが一定解消していると認識される状態は、以下の要件が満たされている場合である。

- a.いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること。
- b.被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

4 いじめ対応チームの設置

〈名称〉	いじめ対策委員会
〈構成員〉	生徒指導・不登校委員会（校長・教頭・学校生徒指導・学年生徒指導・不登校担当・養護教諭・生徒支援担当・SC・SSW）メンバーを基本とする。ただし、その状況に応じて主幹教諭・学年主任・人権担当・部活動担当、また各関係機関の相談員等も構成員として弾力的に運用するものとする。
〈活動〉	いじめ事案に対する対応。
〈開催〉	週1回開催。いじめ事案発生時には緊急対応会議を開催。

取り組み

- 1 学期 ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討
 - ・教育相談の内容検討及び情報交換
 - ・アンケート、教職員研修、全校一斉学習、サイバー犯罪教室の実施等
- 2 学期 ・教育相談の内容検討及び情報交換
 - ・アンケート実施等
- 3 学期 ・1年の反省と次年度の取り組み検討及び引き継ぎ
 - ・アンケートの実施等

※効果的な取り組みを実施するため、時期にとらわれず状況に応じて弾力的に行うものとする。

5 重大事案への対応

生徒の生命・心身または財産に重大な被害を認知した場合、文科省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。